

第24回 安来市農業委員会議事録

令和元年6月21日 午後2時00分 第24回安来市農業委員会会議を安来市伯太庁舎会議室に招集する。

1. 出席委員

1番	北中 宏一君	2番	武上 隆雄君	3番	杉原 建君	4番	木戸 芳己君
5番	仲佐 久子君	6番	北川 正幸君	7番	安松 智君	8番	藤原 明紀君
9番	増田 和夫君	10番	板垣 裕志君	11番	新田 里恵君	12番	塩見 秀雄君
13番	板金 悟君	14番	渡邊 克実君	15番	佐々木吉茂君	16番	岡田 一夫君
17番	吉村 正君	18番	齋藤 哲君	19番	渡辺 和則君		

2. 欠席委員

なし

3. 出席事務局

中村 一博君 堀江 雄二君 原 美穂子君

4. 議事案件

日程第 1	議事録署名委員の指名
日程第 2	会期の決定 令和元年6月21日 1日
日程第 3	議第97号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第 4	議第98号 農地法第4条の規定による許可申請について
日程第 5	議第99号 農地法第5条の規定による許可申請について
日程第 6	報第100号 農地法第5条の規定による届出について
日程第 7	議第100号 安来農業振興地域整備計画の変更に対する意見の決定について
日程第 8	議第101号 農用地利用集積計画の決定について
日程第 9	報第101号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
日程第10	報第102号 農地法第18条の規定による通知について
日程第11	報第103号 認定電気通信事業者が行う中継施設等の設置に伴う農地転用届出について
日程第12	報第104号 土地改良区からの地目変更届出の通知について

5. 議事

事務局：中村 一博君

定刻になりましたので、只今から第24回安来市農業委員会を始めさせていただきます。
本日お手元に配布しております資料は日程、申請総括表であります。ご確認をお願いします。
初めに、岡田会長のあいさつをお願いいたします。

議長：岡田 一夫君

【挨拶】

議長：岡田 一夫君

本日の会議について事務局から報告願います。

事務局：中村 一博君

本日の会議ですが、農業委員会等に関する法律 第27条第3項に基づき定足数に達しましたので、第24回安来市農業委員会の会議を開催します。

議 長：岡田 一夫君
欠席委員はありますか。

事務局：中村 一博君
ありません。

議 長：岡田 一夫君
日程第1 議事録署名委員の指名 を議題といたします。議事録署名委員は、委員会会議規則第13条により 13番 板金委員、14番 渡邊委員 を指名いたします。

議 長：岡田 一夫君
日程第2 会期の決定 を議題とします。お諮りいたします。今会議は本日1日としたいと思います。これにご異議ありませんか。

【異議なしの声多数】

議 長：岡田 一夫君
ご異議なしと認めます。よって会議は本日1日と決定いたしました。

議 長：岡田 一夫君
日程第3 議第97号 農地法第3条の規定による許可申請について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局：堀江 雄二君

2ページをご覧ください。議第97号 農地法第3条の規定による許可申請について このことについて、別紙のとおり農地法施行規則第10条の規定により申請書の提出がありましたので審議を求めるものです。続いて3ページに案件を掲載していますので、ご覧ください。今月の農地法第3条の許可申請は、2件で、すべて所有権移転に関する案件です。現地につきましては、後ほど地元委員から報告していただきます。

1番は耕作便利による所有権移転に関する案件で、農地法第3条第2項の規定に関して、①小作人の有無については、申請農地につき小作人は、いません。②全部耕作については、権利取得後に、今回取得する農地を含めて全ての農地において作物を栽培する計画になっています。③農作業の常時従事については、権利を取得する者が、取得後において耕作に必要な農作業に常時従事します。④下限面積については、権利を取得する者が、取得後において農地の面積の合計が50aに達しています。⑤農地の効率的な利用、当該農地を効率的に利用することができるかについては、通作距離 約200m 農機具は、田植え機1台、コンバイン1台、トラクター1台を所有しています。労働力は本人の1名となります。以上の点から許可要件のすべてを満たしております。この農地の対価は、10aあたり50,000円です。

2番は耕作便利による所有権移転に関する案件で、農地法第3条第2項の規定に関して、①から④までの要件は満たしています。⑤農地の効率的な利用、当該農地を効率的に利用することができるかについては、通作距離 約200m 農機具は、トラクター1台、田植え機1台、コンバイン1台を所有しています。労働力は本人の1名となります。以上の点から許可要件のすべてを満たしております。この農地の対価は、10aあたり50,000円です。以上です。

議 長：岡田 一夫君
説明が終わりました。地元委員から補足説明を1番、2番の案件について11番 新田委員 お願いします。

11番 新田 里恵君

11番 新田です。1番案件の場所の説明を行います。主要地方道安来伯太日南線を伯太庁舎前から安来方面に8km下り、山辺交差点を右折し200m行き、三叉路を清水方面に200m行った右側の農地です。本件は自宅に近い農地をお互いに交換するもので、近隣の農地に影響を与えることはないと考えます。ご審議のほどよろしくお願ひします。次に2番案件の場所の説明をします。主要地方道安来伯太日南線を伯太庁舎から安来方面に8km下り、山辺交差点を右折し200m行き、三叉路を清水方面に250m行き左折して10m行った右側の農地です。本件も利便性向上のため近くの農地を交換する案件ですので、近隣の農地に影響を与えることはないと考えます。ご審議のほどよろしくお願ひします。

議 長：岡田 一夫君

説明が終わりました。それでは只今から1番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：岡田 一夫君

質疑がないようですので採決いたします。1番の案件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：岡田 一夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：岡田 一夫君

次に、2番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：岡田 一夫君

質疑がないようですので採決いたします。2番の案件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：岡田 一夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：岡田 一夫君

日程第4 議第98号 農地法第4条の規定による許可申請について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局：堀江 雄二君

4ページをご覧ください。議第98号 農地法第4条の規定による許可申請について このことについて、別紙のとおり農地法施行規則第30条の規定により申請書の提出がありましたので審議を求めるものです。5ページに案件の内容、6ページに申請位置の地図をつけておりますのでご覧ください。今月の農地法第4条の許可申請は、1件です。案件の詳細につきましては、後ほど現地調査班から報告していただきます。

1番は、農地の区分は、農用区域内農地です。転用の目的は、農業用倉庫及び農業用資材置場等で、農業用施設となります。申請者は、自己所有農地及び借入農地を含め、水稻43.5ha、施設園芸1.5haを営む専業農家です。これまで農機具や農業用資材を自宅あるいは作業場の軒先などを利用して保管してきましたが、事業の拡大により不足が生じました。この状況を解消するため、農業用倉庫1棟の建築、農機具の保管、苺、野菜等の集荷作業場及び農業用資材の保管、軽トラックの駐車スペースの整備を計画しました。目的の性質上、既存の作業場近くに設置する必要があり、農地以外の適地を探しましたが見つからず自己が所有する農地に整備するものです。これは、申請に係わる農地を農用地利用計画において指定された用途に供するためのものであり、農地法第4条第6項ただし書きに該当すると考えます。従って、農地の区分

と転用目的、許可条項等については適当であると考えます。以上です。

議 長：岡田 一夫君

説明が終わりました。地元委員から申請場所の説明を求めます。1番の案件について 14番 渡邊委員
お願いします。

14番 渡邊 克実君

14番 渡邊でございます。6ページの位置図をご覧ください。下の方に東西に走っておりますのが国道
9号線でございます。この9号線の川原橋を渡って、土手を降りて東へ約200m行った地点が申請地2筆
でございます。以上です。

議 長：岡田 一夫君

次に、現地調査について1班からの調査報告を 10番 板垣委員 お願いします。

10番 板垣 裕志君

10番 板垣です。今月の調査班は1班であります。班員は齋藤委員、吉村委員、板金委員、武上委員、
木戸委員、北中委員、板垣でございます。6月20日13時30分より事務局におきまして、中村局長、堀
江係長より概要説明を受け、合計9名で現地では地元委員、渡邊委員の説明を受けました。場所は、赤江町
715番4、715番5、合計で1,030㎡、地目は田でございます。転用目的は農業用倉庫、農業用資
材置場及び駐車場でございます。転用の内容は先ほど事務局からありましたように、従来、農機具や苗箱の
保管場所がなく、自宅あるいは作業場の軒先などで利用していたということで、不便を余儀なくされていま
した。この度、既存の作業場付近に農業用倉庫1棟、そして農機具の保管、野菜等の集荷作業、農業用資材、
軽トラ等の駐車場に利用するというでございます。農業用倉庫は420㎡、資材置場が180㎡、駐車
場が144㎡でございます。土地の整地につきましては、地図でも見ていただけますとおり、道路と同等の
高さで、このままで作業場を建設するというでございます。選定理由につきましては先ほどありました
ように、周辺の土地は自己所有のため、他人に迷惑がかからない、そして自宅の裏で実働するにも管理の上
でも便利ということでございます。排水計画ですが、倉庫内に1棟トイレを設置予定ということでございま
して、汚水につきましては合併浄化槽を設置し、処理後、排水溝に排水するということです。雨水処理は土
砂の流出防止及び処置をし、溜枡、配水管を埋設して用水路に排水するということです。同意書についま
しては土地改良区、地元、全部そろっておりまして他の農地に影響はないと考えます。現地調査班では許可妥
当と考えております。委員の皆様方の審議のほどよろしく願いいたします。

議 長：岡田 一夫君

地元委員から補足説明がありましたら説明をお願いします。

議 長：岡田 一夫君

ないようですので、1番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：岡田 一夫君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：岡田 一夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：岡田 一夫君

日程第5 議第99号 農地法第5条の規定による許可申請について を議題とします。事務局の説明を
求めます。

事務局：堀江 雄二君

7ページをご覧ください。議第99号 農地法第5条の規定による許可申請について このことについて、別紙のとおり農地法施行規則第57条の2の規定により申請書の提出がありましたので審議を求めるものです。8ページに案件の内容、9ページに申請位置の地図をつけておりますのでご覧ください。今月の農地法第5条の許可申請は、1件です。案件の詳細につきましては、後ほど現地調査班から報告していただきます。

1番は、農地の区分は、土地改良法第2条第2項に規定する土地改良事業又はこれに準ずる事業で、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地であることから、第1種農地と判断します。今回の申請地に関係する特定土地改良事業とは、島根県が昭和44年度から平成10年度に施行した「飯梨川沿岸地区県営灌漑排水事業」のことです。転用目的は、農家住宅、権利の設定は使用貸借権の設定です。期間は25年間です。新規就農者受け入れに意欲的な中島集落において、集落ビジョンを作成し年次的に就農者を受け入れ、定住に結びつけることを位置づけたため、安来市が取り組む新規就農者支援策の就農定住パッケージ事業を活用し、農家住宅を建築するものです。これは、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものであり、農地法施行規則第33条第1項第4号に該当すると考えます。従って、農地の区分と転用目的、許可条項等については適当であると考えます。以上です。

議長：岡田 一夫君

説明が終わりました。地元委員から申請場所の説明を求めます。1番の案件について 14番 渡邊委員 お願いします。

14番 渡邊 克実君

14番 渡邊でございます。9ページの位置図をご覧ください。地図の縮小図の方をご覧くださいと、東西に走っております赤い線、これが国道9号線でございます。安来方面に向かってディスカウントドラッグストアが右手でございます。その手前、9号線と交差しているところが豊島の信号のある交差点でございます。ここを海側、北の方に市道が論田方面に向かって走っております。この市道を北側に300m入ったところの右手に農道、提下農道と言っていますが、赤江小学校、赤江学供の方に中島集落に向けて提下農道が走っております。ここを約300m中島集落の方に入った地点が申請地でございます。以上です。

議長：岡田 一夫君

次に、現地調査について1班からの調査報告を 10番 板垣委員 お願いします。

10番 板垣 裕志君

10番 板垣でございます。1番案件について報告いたします。現地で地元委員、渡邊委員の説明を受けました。場所は赤江町の1111番4、面積281㎡、田でございます。転用目的につきましては、先ほど事務局からありましたように安来市の農家住宅でございます。転用詳細でございますが、先ほどもありましたように安来市への新規就農の受け入れで、この集落が意欲的に活動しておられ、その方針に沿う農家住宅でございます。申請地を選定した理由につきましては、集落ビジョン等で地域内協議した結果、貸出農地、接道、近くの道路要件などを検討したが、この農地以外の適地がなく、申請農地を選定したということでございます。これは木造平屋建て72.87㎡、駐車場が自家用車2台、来客用2台ということで、ここへ入居する就農者は夫婦と子どもの3人家族だそうでございます。土地の整地につきましては、地図をご覧くださいと道路がありますが、大体、田んぼと道路が20cm近くで、これを埋め立てするということで、土砂の流出はないということでございます。排水計画については、汚水は合併浄化槽を設置し、処理後に排水溝に排水するということです。雨水は溜枡を設置し、集水後、水路に排水するということです。同意書につきましては、土地改良区、地元等揃っております、他の農地に影響はないと考えます。現地調査班では許可妥当と考えております。委員の皆様方の審議のほどよろしく願いいたします。

議 長：岡田 一夫君
地元委員から補足説明がありましたら説明をお願いします。

議 長：岡田 一夫君
ないようですので、1番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：岡田 一夫君
質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：岡田 一夫君
全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：岡田 一夫君
日程第6 報第100号 農地法第5条の規定による届出について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局：堀江 雄二君

10ページをご覧ください。報第100号 農地法第5条の規定による届出について このことについて、別紙のとおり農地法施行規則第50条の規定による市街化区域内における届出書の提出がありましたので報告するものです。11ページに案件の内容、12ページから13ページに申請位置の地図をつけておりますのでご覧ください。今月の農地法第5条の届出は、4件です。現地につきましては、後ほど地元委員から報告をしていただきます。

1番は、転用目的は宅地拡張で、権利の種類は、所有権の移転です。

2番から4番は、譲受人が同じですので、あわせて説明します。転用目的は、事務所及び駐車場で、権利の種類は、所有権の移転です。以上です。

議 長：岡田 一夫君
説明が終わりました。1番から4番の案件について 地元委員 7番 安松委員 申請場所の説明を求めます。

7番 安松 智君

7番 安松でございます。1番案件の場所について説明いたします。12ページの位置図をご覧ください。図中、上の方に左右に走っているのが国道9号線でございます。その南側に並行して走っておりますのが、JR山陰本線でございます。安来駅から国道9号線を東へ約1.3km行ったところが図のほぼ真ん中にあります黒鳥交差点でございます。その交差点を南に右折し、JR山陰本線を渡り、さらに南西に約50m行ったところが1番案件の場所でございます。次に2番案件から4番案件の場所でございますが、13ページの位置図をご覧ください。図中、上部、左右に走っている道路が、安来駅前から安来港を通り、汐彩団地を通過して、鉄鋼団地のある恵乃島町を結ぶ黒井田安来線でございますが、安来駅前から約2km行ったところが、図の左3分の1上部にある交差点でございます。その交差点を南に右折し、約100m行ったところの西側の道路に隣接したところが2番案件、その西側が4番案件、さらにその西側が3番案件の場所でございます。以上でございます。よろしく願いいたします。

議 長：岡田 一夫君
この案件については、報告事項ですので以上とします。

議長：岡田 一夫君

日程第7 議第100号 安来農業振興地域整備計画の変更に対する意見の決定について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局：堀江 雄二君

14ページをご覧ください。議第100号 安来農業振興地域整備計画の変更に対する意見の決定について このことについて、別紙のとおり決定依頼がありましたので、これに対する審議を求めるものです。安来農業振興地域整備計画の変更に対する意見の決定については、別紙資料1ということでお手元にお配りしておりますのでご覧ください。市から意見を求められたのは、除外10件で、うち安来地域8件、広瀬地域2件です。詳細につきましては、農林振興課から説明があります。

農林振興課 伊藤 豪一君

農林振興課の伊藤です。よろしくお願いいいたします。安来農業振興地域整備計画の変更につきまして、今回の農用地区域から除外予定の面積は、5,520.26㎡で公用公共用施設用地、一般住宅、駐車場等の用途の10件と農用地区域への編入予定の面積が2,638㎡の3件です。資料の1ページに全体面積、2ページ、4ページに変更理由別面積を掲載しております。除外のうち、携帯電話基地局の公用公共用施設用地を除いた農地転用許可を要する案件が5,481.92㎡の9件です。該当地の土地調書は5ページから7ページ、広域の位置図は8ページです。それでは個別案件について説明いたします。

最初に整理番号1、中海町の駐車場、面積1,187㎡の案件ですが、位置図が9ページ、切図、土地利用計画図が10ページに掲載しております。事業計画者は、運送業、産業廃棄物処理業及び建設業を営む従業員35名を雇用する事業者であり、建設機械15台、事業用車両52台を保有しています。既存敷地には整備工場、分別工場、事務所兼休憩室、軽油スタンド、洗車場があり、それ以外の場所に保有車両を駐車していますが、慢性的に駐車スペースが不足しており、工事現場などに建設機械を仮置きするなどやり繰りに苦慮している状況です。新たに駐車場も求めるもので、業務の効率性、利便性を考慮し事業所付近で利用できる土地を探したものの農地以外になく、やむを得ず農用地を利用するものです。既存敷地に隣接し、また農地の広がりやを阻害することもなく、集団化、農作業への効率化等へ与える影響は軽微であると考えます。

整理番号2、島田町の一般住宅、面積219㎡の案件ですが、位置図を11ページ、切図、土地利用計画図を12ページに掲載しております。申出人は、一人暮らしの高齢者であり、加齢に伴い日常生活が更に困難になることを想定し、自宅の改築を検討したが建築基準法に適合せず断念しました。このため新たな土地に住宅を建築するものですが、地縁や農地の管理をしなければならないため、同集落内で土地選定しました。関係法令、現居住地から近い条件を満たし利用可能な土地は、この農地しかありませんでした。また宅地、道路、水路に囲まれた広がりがない農地であり、集団化、農作業の効率化等への影響はないと判断します。

整理番号3、安来町の駐車場、面積156㎡の案件ですが、位置図を13ページ、切図、土地利用計画図を14ページに掲載しております。従業員26名を雇用する土木工事・管工事・水道工事など行う建設業者であり、現在従業員の通勤車両は申出地南側の雑種地に駐車しているが、手狭であり安全面を確保するため駐車場を拡張する計画です。目的を達成できる土地は農地しかなく、やむを得ず農用地を利用するものです。山陰道敷設により不整形となり、作業効率の悪い農地であり、集団化、農作業への効率化等へ与える影響は軽微と考えます。

整理番号4、大塚町の一般住宅、面積254㎡の案件ですが、位置図を15ページ、切図、土地利用計画図を16ページに掲載しています。申出人の妹家族3名が帰省し、同居する母親の介護を補助することとなりましたが、妹家族との同居は手狭で困難であり、また介護するにも現在の住宅では構造上適当ではありません。このため、妹家族が申出人宅に住み、申出人と母親の介護用住宅を建築する計画としました。自宅敷地内では建築可能なスペースがなく、介護の関係上なるべく近くで土地を探しましたが、集落内は住宅が密集し使える土地がありません。また、道路幅員が2mしかなく車の出入りも困難なこともあり集落の外郭部で探しましたが、使える土地は申出地しかありませんでした。また、道路に面した集落内に介在する農地であり、集団化、農作業の効率化等への支障はないと判断します。

整理番号5、飯島町の併用住宅、面積1,118㎡の案件ですが、位置図を17ページ、切図、土地利用

計画図を18ページに掲載しています。自宅敷地に接する道路拡張に伴う収用事業により、別の場所への移転を余儀なくされることとなりました。現在飲食店を同敷地内で営んでおり、移転後も継続する意向のため既存の顧客の利便も考慮し、近い場所で移転先を検討しました。自宅、店舗及び来客用駐車場を一体的に整備できる土地が申出地しかなく、やむを得ず農用地を利用するものです。道路、宅地に接する農地であり、集団化、農作業の効率化等への影響は軽微と考えます。

整理番号6、東赤江町の一般住宅、面積380㎡の案件ですが、位置図を19ページ、切図、土地利用計画図を20ページに掲載しています。申出人は、妻、子供1人の3人家族で市内のアパートに暮らしています。一方、実家には祖母が一人暮らしをしており、普段から生活面の手助けをしています。今後ますますサポートが必要であると予想され、また祖母も一人暮らしに不安を抱えており、なるべく近くで暮らしたいと思い、計画しました。実家は古く手狭なため、同居は困難であり住宅を新築する考えですが、実家周辺には農地しかなく、やむを得ず申出地を選定するものです。道路、宅地に接する農地であり、集団化、農作業の効率化等への影響は軽微と考えます。

整理番号7、赤江町の駐車場、面積856㎡の案件ですが、位置図を21ページ、切図、土地利用計画図を22ページに掲載しています。なお、本申出地は平成30年8月28日除外済みですが、申請者が事業を断念したため、資料29ページのとおり農用地区域へ編入し、改めてこの度の申出内容で除外するものです。申出者は、檀家数400戸を抱える寺院であり、葬儀、大般若会、施餓鬼など大きな行事の際は駐車場が不足し、現在60台分有する駐車場では賄い切れず檀家に乗り合わせを依頼している状況で不便を強いています。この対策として新たな駐車場を設けるために候補地選定を行いました。利用者の安全面を考慮し、境内地南側の公道より北側を条件として利用できるのは農地しかなく、申出地は集団的な農地の利用もできず、やむを得ず農用地を利用するものです。また宅地、道路、雑種地に四方囲まれた孤立した農地であり、集団化、農作業の効率化等への支障はないと判断します。

整理番号8、神庭町の駐車場、面積1,230㎡の案件ですが、位置図を23ページ、切図、土地利用計画図を24ページに掲載しています。檀家数約100戸を抱える寺院であり、現在寺院前に約38台分の駐車場を確保していますが、施餓鬼法会、彼岸法会や寺院環境整備の檀家奉仕作業などの際は駐車場が不足するため、市道脇や周辺に駐車し、車両の往来や農作業に迷惑をかけています。この状況を解決するため、新規駐車場を確保するものですが、寺院の付近かつ効率的な土地利用とするため既設駐車場を拡張できるのは、申出の農地しかありませんでした。農道、山林に囲まれた端部の農地であり、集団化、農作業の効率化等への支障はないと考えます。

整理番号9、位置図が25ページ、切図、土地利用計画図が26ページにありますのは、農地転用届出案件の広瀬町祖父谷の携帯電話基地局です。電気通信事業法に基づく認定電気通信事業者が設置する通信のための無線基地局設置であり、電波状況やそのカバーエリアを勘案すると、申出地以外に代替すべき土地はありません。

整理番号10、広瀬町富田の墓地、車庫及び物置、面積81.92㎡の案件ですが、位置図を27ページ、切図、土地利用計画図を28ページに掲載しています。申出人の墓地は現在自宅裏の山中に位置しますが、墓地の裏土手が崩落する兆候がみられ、また往来する山道は急勾配で、環境整備に苦慮しているため移転を計画しています。一方、自家用車5台の駐車スペースがないため、車庫を確保し適正な管理を行うものです。自宅周辺で候補地を探したが、利用目的上使える土地は農地以外になく、やむを得ず自宅横の農地の一面を利用するものです。宅地、赤道、水路に面した一筆の中で高低差のある広がりがない農地であり、集団化、農作業の効率化等への支障はないと判断します。

整理番号11、赤江町の編入案件で、位置図は29ページですが、先ほど整理番号7でご説明しましたとおり農振除外の申出者が事業を断念したことによる農用地区域への編入です。

最後に整理番号12、位置図が30ページ、整理番号13、位置図が31ページの伯太町井尻の2件の編入案件は、今年度新たに多面的機能直接支払制度を活用しながら、農道、用水路など維持管理するため区域編入するものです。

以上、10件の農振除外案件と3件の編入案件についてご説明いたしました。ご審議のほど宜しくお願いいたします。

議長：岡田 一夫君

この案件につきましては、事前に農地対策委員会を開催し、現地調査をしておりますので、13番 板金委員長の報告をお願いします。

13番 板金 悟君

13番 板金です。報告いたします。農業振興地域整備計画の変更についてということで、今日12日、午後13時30分より農地対策委員の岡田会長、渡辺代理、齋藤委員、吉村委員、木戸委員、杉原委員、北中委員と私を含む8名の委員と、事務局から中村局長、堀江係長の出席をもって、農林振興課の伊藤係長より現地確認をしながら、変更理由の説明を受けました。その後、会議室において委員会で検討を行った結果、委員会としては申請された除外10件、編入3件については許可妥当であるという結論になりました。委員の皆様のご審議をよろしく願いいたします。

議長：岡田 一夫君

只今、説明並びに報告がありました。質問のある方はご発言をお願いします。

議長：岡田 一夫君

質疑がないようですので、ここで、意見を取りまとめたいと思います。事務局から意見について提案願います。

事務局：中村 一博君

先ほど板金農地対策委員長よりご報告がありました。農地対策委員会の皆様は同意ということですので、農業委員会の意見としては、都市計画法等の関係法令を遵守し、整合性を図ることの意見を付した方が適当ではないかと考えます。宜しく願いします。

議長：岡田 一夫君

只今、事務局から提案がありました。他に何かご意見はありませんか。

議長：岡田 一夫君

それでは、質疑がないようですのでこの案件について事務局提案のとおり意見を付すことについて、賛成される方の挙手を求めます。

議長：岡田 一夫君

全員賛成ですので、この案件については意見を付して市長に報告することにします。

議長：岡田 一夫君

日程第8 議第101号 農用地利用集積計画の決定について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局：堀江 雄二君

16ページをご覧ください。議第101号 農用地利用集積計画の決定について このことについて、別紙のとおり決定依頼がありましたので農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により審議を求めるものです。計画要請につきましては、19ページ下段の表の「利用集積計画件数、面積」の欄をご覧ください。今月は、賃借権が77件、125,606㎡、使用貸借が2件、3,326㎡、所有権が5件、16,614㎡、全体で84件、総面積が145,546㎡となっています。詳細につきましては、農林振興課から説明があります。以上です。

農林振興課 奥野 嗣明君

農林振興課の奥野です。それでは説明させていただきます。議第101号についてご説明いたします。詳細は20ページからになります。今月の利用集積計画ですが番号6番は、農地中間管理機構の推進に関する法律第2条第3項に規定する農地中間管理事業により、農地の中間管理権を設定するものです。また、番号13番及び14番は、農業経営基盤強化促進法第7条に規定する農地中間管理機構特例事業により、公益財団法人しまね農業振興公社が農地として売り渡しをするものです。番号14の買い手は認定新規就農者審査会で平成31年3月27日に認定された新規就農者です。番号1番から5番、7番から12番は利用権設定の申請です。番号5番の借り手は3月の農業委員会で中海干拓安来地区入植促進農地貸付あっせんの申し出があり、借受者として適格とされたものです。いずれも経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長：岡田 一夫君

説明が終わりました。それでは質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議長：岡田 一夫君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議長：岡田 一夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議長：岡田 一夫君

日程第9 報第101号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局：堀江 雄二君

27ページをご覧ください。報第101号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について このことについて、別紙のとおり農地法施行規則第21条の規定による届出書の提出がありましたので報告するものです。28ページから30ページに届出内容を載せていますのでご覧下さい。今月の届出については、2件で、全て相続です。以上です。

議長：岡田 一夫君

この案件については、報告事項ですので以上とします。

議長：岡田 一夫君

日程第10 報第102号 農地法第18条の規定による通知について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局：堀江 雄二君

31ページをご覧ください。報第102号 農地法第18条の規定による通知について このことについて、別紙のとおり農地法第18条第6項の規定による合意解約通知書の提出がありましたので報告するものです。32ページに案件を掲載していますので、ご覧ください。今月の農地法第18条の規定による解約については、1件で、農業経営基盤強化促進法による解約です。以上です。

議長：岡田 一夫君

この案件については、報告事項ですので以上とします。

議長：岡田 一夫君

日程第11 報第103号 認定電気通信事業者が行う中継施設等の設置に伴う農地転用届出について

を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局：堀江 雄二君

33ページをご覧ください。報第103号 認定電気通信事業者が行う中継施設等の設置に伴う農地転用届出について このことについて、別紙のとおり農地法施行規則第53条の規定による届出書の提出がありましたので報告するものです。34ページをご覧ください。今月の届出は1件で、KDDI携帯電話無線基地局の設置です。以上です。

議長：岡田 一夫君

この案件については、報告事項ですので以上とします。

議長：岡田 一夫君

日程第12 報第104号 土地改良区からの地目変更届出の通知について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局：堀江 雄二君

35ページをご覧ください。報第104号 土地改良区からの地目変更届出の通知について このことについて、別紙のとおり土地改良区からの通知がありましたので報告するものです。36ページをご覧ください。地目変更通知は5件で、畑に地目変更です。以上です

議長：岡田 一夫君

この案件については、報告事項ですので以上とします。

議長：岡田 一夫君

本日の議案の審議は全て終わりました。以上で、第24回安来市農業委員会会議を閉会とします。

(午後 3時05分)